

未来創造「新・ものづくり」特区 [指定：平成23年12月、認定：平成24年11月]

正  
準

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値  $(4.0+4.0) \div 2 = 4.0$

4.0

i) 取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

	評価指標	進捗度	評点
1	産地力の強化	113%	3
2	企業立地による地域産業の振興及び雇用の拡大	155%	5

評価指標毎の進捗の評価の平均値  $(5 \times 1 + 4 \times 0 + 3 \times 1 + 2 \times 0 + 1 \times 0) \div 2 = 4.0$

4.0

※1) 1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。  
(例) 評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa: 5・20%、b: 4・10%、c: 3・70%の場合、 $5 \times 0.2 + 4 \times 0.1 + 3 \times 0.7 = 3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

※2) 評価指標1は複数の数値目標があり、※1のとおり各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均しているため、進捗度と評点が整合しない。

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

ii) 取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

4.0

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i)、ii)、iii) の平均値  $(4.0+3.8+4.0) \div 3 = 3.8$

3.9

i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■ 国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置(事項)

・市街化調整区域への企業立地に係る農振法・農地法のガイドラインの弾力的運用

(概要)

・内陸部への移転に急を要する個別案件について、平成24年に市が作成した運用方針に基づき、国・県・市による調整会議を開催した結果、除外・転用が可能となったものである。

専門家による評価の平均値

4.0

ii) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

3.8

iii) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

4.0

正：平成26年3月末までに計画が認定された地区／準：平成26年3月末時点では計画が認定されていない地区

### Ⅲ 総合評価

(専門家所見(主なもの))

3.5

- ・全体としては、具体的な取組みや実績もあり、評価指標についても目標値をクリアしているケースが多くて評価できる。
- ・耕作面積が増加していることや企業の立地が進んでいることは評価できるが、それが農業や製造業の産出額の増加に結びついていない点で懸念が残る。
- ・産業集積による「新・ものづくり特区」としての生産性・新技術開発力を高められる地域となることが目標であるので、当初の計画にある技術開発型製造業の集積形成に向けた事業も進める必要がある。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

3.5

### 評価結果

I、II及びIIIを平均して算出  $(4.0+3.9+3.5)/3=3.8$

3.8

(注)評価に係る評点の考え方については以下のとおり。

- ・評価は5～1(評点)で行う。
- ・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。
- ・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。